

甲 第 7 6 号 議 案

岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年6月8日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第12条第2項第4号及び第13条第1項第5号中「第28条」を「第29条」に改める。

第16条の2中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、情報提供等記録に関する規定を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 7 号 議 案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「定めて任用される職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項，第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」を加え，同項第2号中「非常勤職員」の次に「（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員を除く。）」を加え，同項第3号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第11条第1号中「定めて任用される職員」の次に「（地方公務員法第28条の4第1項，第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」を加え，同条第2号中「非常勤職員」の次に「（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員を除く。）」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

公益的法人等への再任用職員の派遣を可能とし、柔軟な人員配置を行うため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 8 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例及び岡山市立の小学校及び中学校の教育職員
の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員の給与に関する条例及び岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例及び岡山市立の小学校及び中学校の教育職員
の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「, 給与からの控除, 昇給の基準, 復職時における号給の調整及び退職手当」を「及び給与からの控除」に改める。

(岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例(平成28年市条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「, 給与からの控除, 昇給の基準, 復職時における号給の調整及び退職手当」を「及び給与からの控除」に改める。

附 則

この条例は, 公布の日から施行し, 第1条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の規定は, 平成29年4月1日から適用する。

提案理由

岡山県から給与負担等が移譲された岡山市立の小学校及び中学校の教育職員等の勤務条件に係る経過措置を改めるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 9 号 議 案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

平成29年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年市条例第3
6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「就任し、又は退職し、失職し、若しくは死亡した」を「、月の中途に
おいて、就任し、退職し、失職し、又は死亡した」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、月額による報酬を受ける嘱託員（別に定める嘱託員を除
く。第7条の2において同じ。）が、月の中途において、就任し、退職し、失職し、又
は育児休業を開始し、若しくは育児休業から職務に復帰したときは日割計算により、死
亡したときはその月分の全額を支給する。

第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 月額による報酬を受ける嘱託員が勤務時間に勤務しないときは、勤務しない
ことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき報酬の月額に1
2を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間
を減じたもので除して得た額を減額した報酬を支給する。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

提案理由

嘱託員の報酬について、勤務日数に応じた日割計算等を導入するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 0 号 議 案

岡山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例等の一部を改正する条例

(岡山市市税条例の一部改正)

第1条 岡山市市税条例(昭和25年市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第24条第4項中「第26条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定配当等申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第26条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第26条の2第1項の規定による申告書

(2) 第26条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第24条第6項中「第26条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定株式等譲渡所得金額申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第26条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第26条の2第1項の規定による申告書

(2) 第26条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第24条の4第1項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第24条の5各号中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第24条の8第1項中「第24条第4項の申告書」を「第24条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第29条の8第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項及び第7項中「によつて」を「により」に改める。

第29条の12第1項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を「（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があつた」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申

告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第31条第2項第1号中「又は名称，住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては，名称，事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第37条の2第8項中「，法第349条の4又は法第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に，「前7項」を「前各項」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第37条の3 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は， $\frac{1}{2}$ とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は， $\frac{1}{2}$ とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は， $\frac{1}{2}$ とする。

第39条の2の見出し及び同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め，同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第39条の3の見出し中「あん分」を「^{あん}按分」に改め，同条第1項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に改め，同項第5号中「同項」を「法第352条の2第1項」に，「あん分する」を「^{あん}按分する」に改め，同条第2項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に，「以後3年」を「から起算して3年」に改め，「各年度」の次に「とし，法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第52条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において，避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第52条の2において同じ。）には，当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え，同項第6号中「あん分する」を「^{あん}按分する」に改め，同条第3項中「あん分」を「^{あん}按分」に改める。

第52条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め，「各年度」の次

に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

第113条第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附則第3条の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第6条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第9条第1項を次のように改める。

法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第37条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第9条の2の2中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項を第16項とし、同条に次の2項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

18 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第9条の3第1項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第2項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第3項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第4項中「附則第7条第2項」を

「附則第 7 条第 3 項」に改め、同条第 5 項中「に施行規則附則第 7 条第 1 1 項」を「に施行規則附則第 7 条第 1 4 項」に、「附則第 1 2 条第 2 4 項」を「附則第 1 2 条第 2 6 項」に改め、同項第 5 号中「附則第 7 条第 1 1 項」を「附則第 7 条第 1 4 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項の次に次の 2 項を加える。

5 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 1 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

6 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 2 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 8 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第17条の2第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第63条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第63条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第63条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条の3を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第17条の3 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2

項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第64条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第65条及び第66条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第11条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第17条の3第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第18条第1項中「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第24条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第24条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第24条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第19条第1項第1号中「100分の7.2」を「100分の9.6」に改める。

附則第20条第1項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第20条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同項第1号中「100分の2.4」を「100分の3.2」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 640,000円

附則第20条の2第1項第2号イ中「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の3第1項第1号中「100分の2.4」を「100分の3.2」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 1,920,000円

附則第20条の3第1項第2号イ中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第21条第1項中「100分の5.4」を「100分の7.2」に改め、同条第3項中「100分の5.4」を「100分の7.2」に、「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第22条第1項、第22条の2第1項及び第23条第1項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第23条の2第1項及び第3項中「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第4項中「第26条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時までに提出された第26条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第26条の2第1項の規定による申告書

(2) 第26条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第23条の3第1項及び第3項中「5分の3」を「5分の4」に、「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第4項中「第26条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第26条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第26条の2第1項の規定による申告書

(2) 第26条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第23条の3第6項中「第26条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第26条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

第2条 岡山市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第17条の3を次のように改める。

第17条の3 削除

（岡山市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 岡山市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第20項の表新条例附則第17条の2第1項の表以外の部分の項中「附則第19項」を「附則第20項」に改め、同表新条例附則第17条の2第1項の表第63条第2号の項の項の左欄及び中欄中「第63条第2号」を「第2号」に改め、同項中「附則第19項」を「附則第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中岡山市市税条例第24条の4第1項及び第24条の5各号の改正規定並びに附則第18条第1項、第19条第1項第1号、第20条第1項、第20条の2第1項各号、第20条の3第1項各号、第21条第1項及び第3項、第22条第1項、第22条の2第1項、第23条第1項、第23条の2第1項及び第3項並びに第23条の3第1項及び第3項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成30年1月1日

(2) 第1条中岡山市市税条例附則第3条の3第1項の改正規定及び附則第4項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条の規定 平成31年10月1日

(4) 第1条中岡山市市税条例附則第9条の2の2に2項を加える改正規定（同条第18項に係る部分に限る。） この条例の公布の日又は都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の岡山市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の岡山市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の岡山市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第29条の8第3項及び第5項並びに第29条の12第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第29条の8第3項又は第29条の12第2項に

規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第37条の2第8項及び附則第9条第1項（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第9項及び第12項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第9項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例第37条の3の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 新条例第39条の3第2項及び第52条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 10 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 11 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 12 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額

について不足額があることを岡山市市税条例第64条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（岡山市市税条例第65条及び第66条の規定を除く。）を適用する。

13 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（都市計画税に関する経過措置）

14 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、企業主導型保育事業に係る固定資産税等の課税標準の特例の割合を定めることその他所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 1 号 議 案

岡山市過疎地域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

岡山市過疎地域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

平成29年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市過疎地域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例
岡山市過疎地域に係る固定資産税の特例に関する条例（平成18年市条例第75号）の
一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岡山市過疎地域に係る固定資産税の特例に関する条例は、平成29年4月1
日以後に取得する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（以下「固定資
産」という。）に対して課する固定資産税について適用し、同日前に取得した固定資産
に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一
部を改正しようとするものである。

甲 第 8 2 号 議 案

岡山市消費者教育推進地域協議会設置条例の制定について

岡山市消費者教育推進地域協議会設置条例を次のように制定するものとする。

平成29年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消費者教育推進地域協議会設置条例

(設置)

第1条 本市の区域における消費者教育（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する消費者教育をいう。以下同じ。）を推進するため、法第20条第1項の規定に基づき、岡山市消費者教育推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して協議会の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
- (2) 岡山市消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消費者教育の推進に関し、市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 消費者及び消費者団体に属する者
- (2) 事業者及び事業者団体に属する者
- (3) 学識経験を有する者

(4) 教育関係者

(5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長等)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

提案理由

消費者教育の推進に関する法律の規定に基づき、岡山市消費者教育推進地域協議会を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 8 3 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表第1備考3」を「別表第1備考4」に、「別表第2備考4」を「別表第2備考5」に改める。

別表第1備考1中「及び附則第45条」を「，附則第7条の2第4項及び第5項，附則第7条の3第2項並びに附則第45条」に改め，同表備考6中「備考5」を「備考6」に改め，同表中備考6を備考7とし，同表備考5中「備考6」を「備考7」に改め，同表中備考5を備考6とし，同表備考4中「備考2」の次に「及び備考3」を加え，同表中備考4を備考5とし，同表備考3第1号中「に備考5の規定を適用して得た額」を削り，同表中備考3を備考4とし，同表備考2中「B階層又は」を削り，同表備考2第1号中「（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）」及び「に備考5の規定を適用して得た額」を削り，同表中備考2を備考3とし，同表備考1の次に次のように加える。

- 2 支給認定子どもの属する世帯がB階層に該当する場合において，支給認定保護者に係る特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213

号) 第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。) が2人以上いるときは、それらのうち年齢の高い順から数えて2人目以降の特定被監護者等である支給認定子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

別表第2備考2中「及び附則第45条」を「、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条」に改め、同表中備考6を備考7とし、同表備考5中「備考3及び備考4」を「備考3から備考5まで」に、「別表第1備考4各号」を「別表第1備考5各号」に改め、同表備考5第3号中「相当する額」の次に「。ただし、年齢が3歳未満の支給認定子どもに係る利用者負担額は9,000円を限度とし、年齢が3歳以上の支給認定子どもに係る利用者負担額は6,000円を限度とする。」を加え、同表中備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、同表備考3中「B階層及び」を削り、同表中備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 支給認定子どもの属する世帯がB階層に該当する場合において、支給認定保護者に係る特定被監護者等が2人以上いるときは、それらのうち年齢の高い順から数えて2人目以降の特定被監護者等である支給認定子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 利用者負担額の決定及び通知その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。
- 3 改正後の岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例は、平成29年4月以後の月分の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に関し、支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用について適用し、平成29年3月分までの支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第1備考1及び別表第2備考2の規定は、平成29年9月以後の月分の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に関し、支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用について適用し、平成29年8月分ま

での支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用については，なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い，低所得世帯，ひとり親世帯等に係る利用者負担の軽減を図る等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 4 号 議 案

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

平成29年 6 月 8 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年市条例第32号）の一部を次
のように改正する。

第45条の2第1項中「次条各号」を「第45条の3各号」に改め、「30日間」の次
に「，市長が指定する場所において」を加え，同条の次に次の1条を加える。

（非常災害に係る縦覧期間の特例）

第45条の2の2 市長が法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設
置しようとする場合における前条第1項の規定の適用については，同項中「30日間」
とあるのは「30日以内で非常災害の状況を勘案してなお市長が必要と認める期間」と
する。

第45条の4の次に次の1条を加える。

（委託を受けた者による生活環境影響調査結果の縦覧等）

第45条の5 第45条の2，第45条の3及び前条の規定は，法第9条の3の3第1項
の規定による届出について準用する。この場合において，第45条の2第1項中「市長
は」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は」と，「第9
条の3第8項」とあるのは「第9条の3の3第3項において読み替えて準用する第9条
の3第8項」と，「市長が実施した」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分

の委託を受けた者が実施した」と、「告示」とあるのは「公表」と、「30日間」とあるのは「30日以内で非常災害の状況を勘案してなお市長が必要と認める期間」と、「市長が指定する場所」とあるのは「当該施設の設置の場所（当該施設の設置の場所に備え置くことが困難である場合にあつては当該施設の設置者の最寄りの事務所）」と、同条第2項及び前条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同条中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3の3第2項」と、「告示」とあるのは「インターネットの利用その他の適切な方法により公表」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、非常災害により生ずる廃棄物の処分を行う一般廃棄物処理施設の設置に係る手続を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 5 号 議 案

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年6月8日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公園条例の一部を改正する条例

岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表巖井東公園の項中「巖井東公園」を「巖井東公園」に改め、同表第1項の表巖井西公園の項中「巖井西公園」を「巖井西公園」に改め、同表第1項の表伊島栄ヶ崎公園の項中「伊島三丁目」を「伊島町三丁目」に改め、同表第10項の表西川緑道公園の項中「市道西川線緑地帯」を「岡山市北区南方二丁目～北区中央町」に改める。

別表第2第1項の表に次のように加える。

健康みつ21公園	多目的広場
----------	-------

別表第5第12項の表に次のように加える。

健康みつ21公園多目的 広場	専用使用	1日につき	2,464円
	その他の使用	1時間につき	308円

別表第7に次のように加える。

健康みつ21公園	岡山市北区御津伊田
----------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第1項の表に次のように加える改正規定、別表第5第12項の表に次のように加える改正規定及び別表第7に次のように加える改正規定は、平成29年7月1日から施行する。

提案理由

健康みつ21公園を設置する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 6 号 議 案

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年6月8日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例

岡山市児童遊園地条例（昭和48年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1三幡遊園地の項中「三幡遊園地」を「三幡遊園地」に改め、同表惣瓜遊園地の項中「惣瓜遊園地」を「惣瓜遊園地」に、「北区惣瓜」を「北区惣瓜」に改め、同表惣瓜第2遊園地の項中「惣瓜第2遊園地」を「惣瓜第2遊園地」に、「北区惣瓜」を「北区惣瓜」に改め、同表に次のように加える。

広谷第8遊園地	岡山市東区広谷
西大寺松崎第5遊園地	岡山市東区西大寺松崎
瀬戸下第5遊園地	岡山市東区瀬戸町下
湊第7遊園地	岡山市中区湊
西大寺東一丁目遊園地	岡山市東区西大寺東一丁目
乙多見第9遊園地	岡山市中区乙多見
乙多見第10遊園地	岡山市中区乙多見
古都宿第2遊園地	岡山市東区古都宿
長岡第3遊園地	岡山市中区長岡
藤崎第8遊園地	岡山市中区藤崎
万成西町第4遊園地	岡山市北区万成西町
津高4号遊園地	岡山市北区津高
横井上第8遊園地	岡山市北区横井上

横井上第9遊園地	岡山市北区横井上
松新町第15遊園地	岡山市東区松新町
米倉第3遊園地	岡山市南区米倉

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

広谷第8遊園地ほか15遊園地を設置する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 7 号 議 案

岡山市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立図書館条例の一部を改正する条例

岡山市立図書館条例（昭和58年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条を第12条とする。

第7条中「使用者」を「指定管理者又は使用者」に改め、同条を第11条とする。

第6条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（原状回復義務）

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を直ちに原状に復さなければならない。

第5条を第8条とし、第2条から第4条までを3条ずつ繰り下げる。

第1条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理等）

第2条 図書館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 図書館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (2) その他図書館の管理上教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第3条 図書館の指定管理者の指定を受けようとするものは、図書館の事業計画に関する書類その他教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) その事業計画による図書館の駐車場の管理が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容が、図書館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他教育委員会が必要と認める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき若しくはその指定を取り消したとき又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。年度の途中において指定を取り消されたときも、同様とする。

(1) 図書館の施設等管理業務の実施状況

(2) 図書館の駐車場の利用状況

(3) 図書館の駐車場使用料の収入の実績

(4) 図書館の施設等管理に係る経費の収支状況

(5) その他教育委員会規則で定める事項

別表中「第4条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市立中央図書館について、指定管理者の指定を行うに当たり、必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。